

吉川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

吉川市長

中居東人

吉川市条例第11号

吉川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定に基づき、同項第1号に規定する消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(設置の公示)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談(以下「消費生活相談」という。)の事務を行う日及び時間

(職員の配置)

第3条 消費生活センターに消費生活センター長その他必要な職員を置く。

2 消費生活センター長は、消費生活センターの事務を掌理する。

(消費生活相談員)

第4条 法第10条第2項第1号の規定により法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務に従事させる消費生活相談員(以下「消費生活相談員」という。)は、法第10条の3第1項の消費生活相談員資格試験に合格した者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)第2条の規定による改正前の消費者安全法第8条第1項第2号イ及びロ若しくは第2項第1号に掲げる事務又は不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令(平成27年内閣府令第17号。以下この項において「経過措置に関する内閣府令」という。)第1条各号に掲げる事務のいずれかに従事した経験を有する者(経過措置に関する内閣府令第2条第

1項に定める基準に適合し、同条第2項の規定により同項各号に掲げる書類を提出した者に限る。)

(2) 平成33年3月31日までの間に限り、経過措置に関する内閣府令第3条第3項の規定により修了証の交付を受けた者で同令第2条第1項第1号に掲げるいずれかの資格を有するもの

2 市長は、消費生活相談員に対し、資質の向上のため研修の機会を確保しなければならない。

3 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果十分な能力を有すると認められた場合は、同一の者を再度任用することができる。

4 市長は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(情報の安全管理)

第5条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。